

横須賀市重点対策加速化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太陽光発電設備及び蓄電池並びに高効率照明機器の普及と再生可能エネルギーの利用を促進させることを目的に、予算の範囲内において、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和7年3月10日環地域事発第2503102号。以下「国交付要綱」という。）第29条第1項に規定する間接補助金を重点対策加速化事業費補助金として交付することについて、国交付要綱及び補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、国交付要綱及び規則において使用する用語の例による。

(補助金の種類等)

第3条 補助金の種類、補助対象者、補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の交付を受けようとする者が本市の市税に滞納がある場合は、交付の対象としない。

3 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものであること。

(1) 個人、個人事業主及び法人でない団体にあつては、横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号。）第2条第3号に規定する暴力団員ではないこと。

(2) 法人にあつては、横須賀市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び当該法人の役員が同条第3号に規定する暴力団員でないこと。

4 市長は、補助金の交付を受けようとする者の同意を得た上で、神奈川県警察本部長に対し、その者の情報を提供し、前項の各号に規定するもののいずれかに該当するか否かを確認するものとする。

(交付の申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助申請書の様式、提出期限並びに申請書に添付を要する書類は、別表に定めるとおりとする。

3 補助金の交付を受けようとする者は、原則、交付決定前に事業着手してはならない。

4 補助金の交付決定前において、早期に事業着手しなければならないやむを得ない理由がある場合は、あらかじめ横須賀市重点対策加速化事業費補助金事前着手届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、環境省から市に通知された地域脱炭

素移行・再エネ推進交付金の内示日以降の事業着手に限るものとする。

5 第1項に規定する申請書類の提出は、郵送での提出又は電子申請によるものとする。

6 第1項の申請の受付は、先着順に行うものとし、予算の範囲を超えたときは、受付を停止する。ただし、予算の範囲を超えることとなった日の受付については、次に掲げるもので抽選を行い、受付の順番を決定するものとする。

(1) 郵送の場合 予算の範囲を超えることとなった日の消印があるもの

(2) 電子申請の場合 予算の範囲を超えることとなった日に申請されたもの

7 市長は、規則第5条第1項の規定により交付の決定をしたときは、申請者に横須賀市重点対策加速化事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）を交付するものとする。

（変更等の承認）

第5条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、横須賀市重点対策加速化事業費補助金変更等承認申請書（様式第5号）に、当該変更等の内容を証する書類を添えて市長に提出し承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

(1) 役員の変更

(2) 事業所の所在地の変更（市外への移転を除く。）

(3) 連絡先の変更

(4) 前3号に掲げるもののほか、その他市長が軽微な変更と認める事項

2 市長は、前項の規定に基づく承認をしたときは、横須賀市重点対策加速化事業費補助金変更等承認通知書（様式第6号）を交付するものとする。

3 補助事業者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

4 前項に規定する届出は、軽微な変更届（様式第7号）により行うものとする。

（補助事業の中止）

第6条 第4条第7項に規定する交付決定の通知を受けた者が、補助事業の実施を中止しようとする場合は、横須賀市重点対策加速化事業費補助金中止承認申請書（様式第12号）を速やかに提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく承認をしたときは、横須賀市重点対策加速化事業費補助金中止承認通知書（様式第13号）を交付するものとする。

（交付の条件）

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付することができる。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179

号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令及び関連通知の定めによるほか、国交付要綱の定めるところによること。

(実績報告)

第8条 規則第10条の規定による実績報告は、横須賀市重点対策加速化事業費補助金実績報告書(様式第10号)に、別表に規定する添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定の取消し)

第9条 市長は、規則第13条の規定により交付の決定を取り消したときは、申請者に横須賀市重点対策加速化事業費補助金取消通知書(様式第9号)を交付するものとする。

(補助金の額の確定等)

第10条

市長は、第8条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、交付額確定通知書(様式第11号)により補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定により確定した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

(補助金の額の再確定)

第11条 補助事業者は、第10条の規定による交付額確定通知書(様式第11号)の受領後において、補助金に関して、違約金、返還金その他交付金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書(様式第10号)を第8条に準じて提出するものとする。

2 市長は、第1項に基づき実績報告書(様式第10号)の提出を受けた場合は、第10条に準じて改めて補助金の額の再確定を行うものとする。

3 前項の場合において、前条第2項の規定を準用する。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助事業者が次に掲げる要件に該当したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第3条第3項各号のいずれにも該当しなかったとき。

(3) 規則及びこの要綱に違反したとき。

2 市長は、第9条の取り消しを行った場合において、既に当該取り消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.

95パーセントの割合で計算した延滞金又は加算金を徴するものとする。

（書類の整備保管）

第13条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（その他事項）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条、第8条関係）

1 重点対策加速化事業

（1）自家消費型太陽光発電設備（P P A・リース型(家庭用・事業用)）

補助金交付の目的	P P A・リース契約等（太陽光発電設備を設置するに当たり、建物の所有者の初期投資に係る自己負担額がゼロ円となる契約形態で、一定期間経過後に太陽光発電設備の所有権が建物所有者に移転するものを含む。以下同じ。）による太陽光発電設備に係る整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。
補助対象者	P P A・リース事業者等 ※事業用は中小企業等の事業者のみ対象
補助対象事業	自家消費型太陽光発電設備を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和7年3月10日環地域事発第2503102号。以下「国実施要領」という。）別紙2の2ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。

		2 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。 3 横須賀市内に設置されるものであること。 4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。 5 原則、住宅・工場・事務所等の屋根に設置されるものであること。ただし、新たな土地造成を伴わない土地への設置は対象とする。
補助金額		7 万円／k W（事業用として事業所等に設置されるもの） 7 万円／k W（家庭用として住宅等に設置されるもの）
交付申請書	様式	様式第 1 号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の 1 月 15 日まで
	添付書類	1 交付申請書別紙（様式第 1 号別紙） 2 役員等氏名一覧表（様式第 2 号） 3 太陽光発電設備の設置費用の根拠となる書類 4 太陽光発電設備の設備容量等が分かる書類 5 事業者であることが分かる書類（※事業用のみ） 6 補助金の充当によりサービス料金（リース料金）から補助相当額が減額されることが分かる書類 7 太陽光発電設備の配置予定図 8 法定耐用年数期間中、本補助金により形成した資産の財産処分を禁じることが分かる書類 9 直近 1 年の月別電力消費量が分かる資料 10 想定 の月別発電量が分かる資料
補助金交付決定通知書様式		様式第 3 号
交付決定通知書の交付時期		交付申請書類收受後、おおむね 1 か月
実績報告書	様式	様式第 10 号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の 2 月 15 日まで
	添付書類	1 実績報告書個票（様式第 10 号（その 1）） 2 施工前後の写真 3 P P A 契約書の写し（またはリース契約書の写し） 4 補助対象設備に係る契約行為を行ったことが分かる書類

		5 工事費用の支払いを確認できる書類 6 補助の充当の有りの無しのサービス料金（リース料金）の差額が分かる書類 7 請求書
補助金の交付の時期		実績報告書の収受後、おおよそ1か月程度
その他交付要件		・整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、交付対象外とする。 ・法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
申請等様式の特例		・交付申請書（様式第1号）、実績報告書（様式第10号）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。

（2）蓄電池（PPA・リース型(家庭用・事業用)）

補助金交付の目的		太陽光発電設備に係る蓄電池の整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。
補助対象者		PPA・リース事業者等 ※事業用は中小企業等の事業者のみ対象
補助対象事業		1（1）の付帯設備であって住宅等に設置される蓄電池を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 国実施要領別紙2の2ア（イ）に定める交付要件を満たすこと。 2 横須賀市内に設置されるものであること。 3 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
補助金額		蓄電池の価格（円／kWh）の1／3以内 （ただし、下記価格（※）の1/3を上限とする。） ※家庭用（4,800Ah・セル相当のkWh未満）：14.1万円/kwh（工事費込み・税抜き） ※業務用（4,800Ah・セル相当のkWh以上）：16.0万円/kwh（工事費込み・税抜き）
交付申請書	様式	様式 様式第1号

	提出期限	交付申請をする日の属する年度の1月15日まで
	添付書類	1 交付申請書別紙（様式第1号別紙） 2 役員等氏名一覧表（様式第2号） 3 蓄電池の設置費用の根拠となる書類 4 蓄電池の設備容量等が分かる書類 5 事業者であることが分かる書類（※事業用のみ） 6 補助金の充当によりサービス料金（リース料金）から補助相当額が減額されることが分かる書類 7 法定耐用年数期間中、本補助金により形成した資産の財産処分を禁じることが分かる書類
補助金交付決定通知書様式		様式第3号
交付決定通知書の交付時期		交付申請書類收受後、おおむね1か月
実績報告書	様式	様式第10号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の2月15日まで
	添付書類	1 実績報告書個票（様式第10号（その1）） 2 施工前後の写真 3 PPA契約書の写し（またはリース契約書の写し） 4 補助対象設備に係る契約行為を行ったことが分かる書類 5 工事費用の支払いを確認できる書類 6 補助の充当の有り無しのサービス料金（リース料金）の差額が分かる書類 7 請求書
補助金の交付の時期		実績報告書の收受後、およそ1か月程度
その他交付要件		・ 家庭用：12.5万円/kWh、業務用：11.9万円/kWh 以下（いずれも工事費込み、税抜）の蓄電池システムとなるよう努めること。 ・ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、交付対象外とする。 ・ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
申請等様式の特例		・ 交付申請書（様式第1号）、実績報告書（様式第10

	号) 以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。 ・ 1 (1) と同時に交付申請する場合で、添付書類が 1 (1) の交付申請と重複するものについては、その添付を省略することができる。(実績報告等について同じ。)
--	--

(3) 自家消費型太陽光発電設備 (自己所有型(家庭用・事業用))

補助金交付の目的		太陽光発電設備に係る整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。
補助対象者		住宅又は事業所等に太陽光発電設備を設置する者 (P P A 及びリースによるものを除く) ※事業用は中小企業等の事業者のみ対象
補助対象事業		自家消費型太陽光発電設備を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 国実施要領別紙 2 の 2 ア (ア) に定める交付要件を満たすこと。 2 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。 3 横須賀市内に設置されるものであること。 4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。 5 原則、住宅・工場・事務所等の屋根に設置されるものであること。ただし、新たな土地造成を伴わない土地への設置は対象とする。
補助金額		7 万円 / k W (事業用として事業所等に設置されるもの) 7 万円 / k W (家庭用として住宅等に設置されるもの)
交付申請書	様式	様式第 1 号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の 1 月 15 日まで
	添付書類	1 交付申請書・別紙 (様式第 1 号別紙) 2 役員等氏名一覧表 (様式第 2 号)

		3 事業者であることが分かる書類（※事業用のみ） 4 太陽光発電設備の設置費用の根拠となる書類 5 太陽光発電設備の設備容量等が分かる書類 6 太陽光発電設備の配置図 7 直近1年の月別電力消費量が分かる資料 8 想定の日別発電量が分かる資料
補助金交付決定通知書様式		様式第3号
交付決定通知書の交付時期		交付申請書類収受後、おおむね1か月
実績報告書	様式	様式第10号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の2月15日まで
	添付書類	1 実績報告書個票（様式第10号（その2）） 2 施工前後の写真 3 補助対象設備に係る契約行為を行ったことが分かる書類 4 工事費用の支払いを確認できる書類 5 請求書
補助金の交付の時期		実績報告書の収受後、およそ1か月程度
その他交付要件		・ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、交付対象外とする。 ・ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
申請等様式の特例		・ 交付申請書（様式第1号）及び実績報告書（様式第10号）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。

（４）蓄電池（自己所有型(家庭用・事業用)）

補助金交付の目的	太陽光発電設備に係る蓄電池の整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。
----------	--

補助対象者		住宅等に蓄電池を設置する者（P P A及びリースによるものを除く） ※事業用は中小企業の事業者のみ対象
補助対象事業		1（3）の付帯設備であって住宅等に設置される蓄電池を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 国実施要領別紙2の2ア（イ）に定める交付要件を満たすこと。 2 横須賀市内に設置されるものであること。 3 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
補助金額		蓄電池の価格（円／k W h）の1／3以内 （ただし、下記価格（※）の1/3を上限とする。） ※家庭用（4,800Ah・セル相当のkWh未満）：14.1万円/kWh （工事費込み・税抜き） ※業務用（4,800Ah・セル相当のkWh以上）：16.0万円/kWh （工事費込み・税抜き）
交付申請書	様式	様式第1号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の1月15日まで
	添付書類	1 交付申請書・別紙（様式第1号別紙） 2 役員等氏名一覧表（様式第2号） 3 事業者であることが分かる書類（※事業用のみ） 4 蓄電池の設置費用の根拠となる書類 5 蓄電池の設備容量等が分かる書類 6 太陽光発電設備の配置図
補助金交付決定通知書様式		様式第3号
交付決定通知書の交付時期		交付申請書類收受後、おおむね1か月
実績報告書	様式	様式第10号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の2月15日まで
	添付書類	1 実績報告書個票（様式第10号（その2）） 2 施工前後の写真 3 補助対象設備に係る契約行為を行ったことが分かる書類 4 工事費用の支払いを確認できる書類

		5 請求書
補助金の交付の時期	実績報告書の収受後、おおよそ1か月程度	
その他交付要件	・家庭用：12.5万円/kWh、業務用：11.9万円/kWh以下（いずれも工事費込み、税抜）の蓄電池システムとなるよう努めること。 ・整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、交付対象外とする。 ・法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。	
申請等様式の特例	・交付申請書（様式第1号）及び実績報告書（様式第10号）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。 ・1（3）と同時に交付申請する場合で、添付書類が1（3）の交付申請と重複するものについては、その添付を省略することができる。（実績報告等について同じ。）	

（5）高効率照明（自己所有）

補助金交付の目的	事業の用に供する高効率照明設備の整備費用の一部を補助することによりエネルギー消費を抑制し、もって温室効果ガスの排出抑制を図る。
補助対象者	横須賀市内において事業の用に供する高効率照明設備を設置する者（リース契約によるものを除く。） ※中小企業等の事業者のみ対象
補助対象事業	次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 国実施要領別紙2の2ウ（チ）cに定める次のいずれかの交付要件を満たすこと ①スケジュール制御（予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能） ②明るさセンサによる一定照度制御（明るさセンサからの信号により、予め設定した照度に調光制御する） ③在/不在調光制御（人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する） 2 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を

		得て実施する事業でないこと。
補助金額		高効率照明設備の補助対象事業費の 1 / 2 (ただし、千円未満切り捨てとする。)
交付申請書	様式	様式第 1 号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の 1 月 15 日まで
	添付書類	1 交付申請書別紙 (様式第 1 号別紙) 2 役員等氏名一覧表 (様式第 2 号) 3 事業者であることが分かる書類 4 機器の設置費用の根拠となる書類 5 配置図 6 新規の機器の仕様が分かる書類
補助金交付決定通知書様式		様式第 3 号
交付決定通知書の交付時期		交付申請書類收受後、おおむね 1 か月
実績報告書	様式	様式第 10 号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の 2 月 15 日まで
	添付書類	1 実績報告書個票 (様式 10 号 (その 3)) 2 施工前後の写真 3 補助対象設備に係る契約行為を行ったことが分かる書類 4 工事費用の支払いを確認できる書類 5 請求書
補助金の交付の時期		実績報告書の收受後、およそ 1 か月程度
その他交付要件		- 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、交付対象外とする。 - 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J - クレジット制度への登録を行わないこと。
申請等様式の特例		交付申請書 (様式第 1 号) 及び実績報告書 (様式第 10 号) 以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足が

	ないときに限り、他の書式によって代用することができる。
--	-----------------------------

様式第1号（第4条関係）

横須賀市重点対策加速化事業費補助金交付申請書

年 月 日

横須賀市長 様

（申請者¹） 郵便番号

住所・所在地

ふりがな

氏名・名称²

電話番号

横須賀市重点対策加速化事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請する補助金の種類と交付申請額

補助金の種類（□にチェックを入れてください。）			補助金申請額 ³
用途	☐ 家庭用	☐ 事業用	
所有形態	☐ 自己所有	☐ PPA・リース	
補助対象設備	☐ 自家消費型太陽光発電設備		千円
	☐ 蓄電池		千円
	☐ 高効率照明（自己所有）		千円
申請額合計			千円

2 事業期間⁴

年 月 日 から 年 月 日 まで

3 添付書類（チェックリスト）⁵

	自己所有		PPA・リース
	家庭用	事業用	家庭・事業用
☐ 交付申請書別紙（事業計画）	○	○	○
☐ 役員等氏名一覧表（様式第2号） ⁶	○	○	○
☐ 申請者の登記事項証明書の写し ⁷	—	○	○
☐ 事業者であることを証する書類の写し ⁸	—	○	—
☐ 設備容量等が分かる書類 ⁹	○	○	○
☐ 設置費用の根拠となる書類 ¹⁰	○	○	○
☐ その他（ ）¹¹			

4 本申請等に係る連絡調整先

担当者所属	※ 法人の場合のみ記載	電話番号	
担当者氏名		E-Mail	

5 横須賀市納税確認

横須賀市税に未納がないことを確認するため、横須賀市が納付確認をすることに同意します。 ☐ ← チェックを入れてください。

6 主な交付要件の確認

申請にあたり、次の交付要件をすべて満たしていることを確認しました。

☐ ← チェックを入れてください。

- ・本件申請設備が国の他の補助金制度を利用していないこと（他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業ではないこと）
- ・固定価格買取制度(FIT)の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。
- ・建材一体型太陽光発電設備（※）及びソーラーカーポートではないこと。（※但し、太陽光発電設備のみ明確に切りわけることができるのであれば、補助対象とします。）
- ・対象機器の導入後、発電した電力量のうち、家庭用は30%以上を自家消費すること。
- ・事業用は※50%以上自家消費すること。（※但し、30%以上を自家消費した場合、50%に満たない残りの部分を売電等により神奈川県内で消費することも可能。）
- ・「要件（PDF）自家消費型太陽光発電設備（自己所有型（家庭用・事業用））または、「要件（PDF）自家消費型太陽光発電設備（PPA・リース型（家庭用・事業用）」のチェックリストの内容を遵守します。

-
- ¹ 申請者とは、補助対象設備の所有者をいいます。
 - ² (法 人 の 場 合) 法人名、役職名及び代表職名を記入してください。
(店舗等を有する個人事業主の場合) 店舗名及び代表者名を記入してください。
(不動産業を営む個人事業主の場合) 個人名を記入してください。なお、不動産業を営んでいることが分かる書類を提出してください。
 - ³ 補助金申請額は千円未満切捨てとなります。
 - ⁴ 契約予定日から実績報告書の提出予定日までを記入してください。
 - ⁵ 提出する書類にチェックをしてください。
 - ⁶ すべての申請者において、提出してください。
 - ⁷ 申請者が法人の場合のみ提出してください。
 - ⁸ 上記 7 が提出できない場合には、営業許可証又は確定申告に係る書類等の写しを提出してください。
 - ⁹ 仕様書等を提出してください。
 - ¹⁰ 見積内訳書等を提出してください。
 - ¹¹ 「3 添付書類 (チェックリスト)」に記載の書類以外の添付書類を提出する場合、必ず記入してください。

様式第 1 号別紙（第 4 条関係）

横須賀市重点対策加速化事業費補助金
交付申請書・別紙（事業計画）

申請者名¹ _____

基本情報

用途の別	家庭用 ・ 事業用
設置場所	横須賀市 ※ 横須賀市以降を記入してください。
所有形態	自己所有 ・ PPA ・ リース

(1) 自家消費型太陽光発電設備

	太陽光電池モジュール	パワーコンディショナー
メーカー名・型式		
合計出力		kW
	太陽電池モジュール公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方で計算します。	
補助対象経費(税抜)	円	
補助金申請額 ²	千円	

¹ 交付申請書（様式第 1 号）に記載の名称と同じ名称を記入してください。

² kW 単位で小数点以下を切り捨てた出力合計と要綱に規定する交付金額を乗じた額を記入してください。

(2) 蓄電池

メーカー名・型式 ³	
蓄電容量 (A)	kWh
補助対象経費(税抜) (B)	円
蓄電池の価格/kWh ((B)/(A))	円
蓄電池の価格/kWh ((B)/(A)) が、家庭用 14.1 万円/kWh、業務用 16.0 万円/kWh を超えていない場合は、(B)×1/3 が補助金申請額となります。 超えている場合、家庭用 14.1 万円×(A)×1/3、業務用 16.0 万円×(A)×1/3 が補助金申請額となります。	
補助金申請額 (千円未満切り捨て) (B)×1/3	千円

(3) 高効率照明

補助対象経費 ⁴ (C)(税抜)	円
補助金申請額 (C×1/2)	千円 (千円未満切捨て)

³ リチウムイオン電池等種類を記入してください。

⁴ 国実施要領別表第 1 (交付対象事業費：設備整備事業) を参照ください。

以下、事業用の場合のみ記載してください。

		需要家の情報
業種 ※1	大分類	
	中分類	
資本金		円
従業員数		人
部署名・役職		
担当者名		
担当部署の所在地		〒 -
電話番号		
メールアドレス		

(※1) 中小企業基本法及び日本標準産業分類上の分類を記載してください。

【以下、参考】

中小企業等

「中小企業等」とは、次のいずれかに該当する事業者のことを指します。

1. 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する者

※（参考）中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

2. 次のいずれかに該当する者。ただし、1.に規定する中小企業の要件に該当する者とする。

(1)個人事業主（※個人事業者の場合は、青色申告を行っている者に限ります。）

(2)学校法人

(3)一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人

(4)医療法人

(5)社会福祉法人

(6)中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体

3.1 から 2 に掲げる者に準ずるものとして市長が適当と認める者

様式第2号（第4条関係）

役員等氏名一覧表

年 月 日現在

横須賀市長 様

記載された全ての者は、横須賀市重点対策加速化事業費補助金の交付申請にあたり、申請者（申請者が法人の場合は、代表者及び役員をいう。）に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された情報により神奈川県警察本部に照会することについて同意しております。また、同本部から求めがあった場合、本件補助金交付申請書類の範囲内における情報提供についても同意しております。

申請者氏名・名称									
住所・所在地									
役職名	氏 名		生年月日				性別 (M・F)	住所	
	カナ	漢字	元号	年	月	日			

- ※ 申請者が個人のときは、「役職名」の欄は空欄としてください。
- ※ 氏名のカナは半角カタカナとしてください。
- ※ 生年月日の元号はM、T、S、Hで年月日は2桁で記入してください。
- ※ 性別はM（男）、F（女）のいずれかを記入してください。
- ※ 行が不足する場合は、適宜行を追加してください。

様式第 3 号（第 4 条関係）

横須賀市重点対策加速化事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

横須賀市長



年 月 日付けで申請のあった横須賀市重点対策加速化事業費補助金
については、次のとおり決定したので、補助金等交付規則第 5 条の規定により
通知する。

補助金の種類と交付決定額

補助金の種類	補助金交付決定額
自家消費型太陽光発電設備（PPA・リース型(家庭用・事業用)）	千円
蓄電池（PPA・リース型(家庭・事業用)）	千円
自家消費型太陽光発電設備（自己所有型(家庭用・事業用)）	千円
蓄電池（自己所有型(家庭用・事業用)）	千円
高効率照明（自己所有）	千円
交付決定額合計	千円

交付の条件・その他

- ・事業完了後には、すみやかに実績報告書を提出すること。
- ・事業内容に変更が生じる場合には、変更承認申請等を提出すること。
- ・そのほか、横須賀市重点対策加速化事業費補助金交付要綱に定める内容を遵守すること。

様式第 4 号（第 4 条関係）

横須賀市重点対策加速化事業費補助金事前着手届

年 月 日

横須賀市長 様

（申請者） 住 所 _____
氏名又は名称 _____
及び代表者氏名¹ _____
電 話 番 号 _____

横須賀市重点対策加速化事業費補助金の申請に当たり、下記理由から事前着手したく、横須賀市重点対策加速化事業費補助金交付要綱第 4 条第 4 項の規定により提出します。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合又は交付決定額が交付申請額に達しなかった場合においても異議は申し立てません。

記

事前着手の理由	☐ 工期の都合により ☐ その他理由 ()
着手予定年月日	

¹ 交付申請書（様式第 1 号）に記載の名称と同じ名称を記入してください。

様式第 5 号（第 5 条関係）

横須賀市重点対策加速化事業費補助金変更等承認申請書

年 月 日

横須賀市長 様

（申請者） 郵便番号

住所・所在地

ふりがな

氏名・名称¹

電話番号

年 月 日付け（横須賀市指令企都第 号）により交付決定を受けた横須賀市重点対策加速化事業費補助金について、次のとおり変更等の承認を受けたいので申請します。

1 補助金の種類と変更申請額

補助金の種類	交付決定額(A)	変更申請額(B)	差引(=B-A)
自家消費型太陽光発電設備（PPA・リース型(家庭用・事業用)）	千円	千円	千円
蓄電池（PPA・リース型(家庭用・事業用)）	千円	千円	千円
自家消費型太陽光発電設備（自己所有型(家庭用・事業用)）	千円	千円	千円

¹ 交付申請書（様式第 1 号）に記載の名称と同じ名称を記入してください。

蓄電池（自己所有型（家庭用・事業用））	千円	千円	千円
高効率照明（自己所有）	千円	千円	千円
合計	千円	千円	千円

※ 変更後の様式第1号別紙（横須賀市重点対策加速化事業費補助金交付申請書・別紙（事業計画））を添付すること。

2 変更理由

3 本申請等に係る連絡調整先

担当者所属	※ 法人の場合のみ記載	電話番号	
担当者氏名		E-Mail	

様式第 6 号（第 5 条関係）

横須賀市重点対策加速化事業費補助金変更等承認通知書

第 号
年 月 日

様

横須賀市長 印

年 月 日付けで変更等に係る承認申請のあった横須賀市重点
対策加速化事業費補助金について、次のとおり承認したので通知する。

1 補助金の種類と変更申請額

補助金の種類	交付決定額(A)	変更承認額(B)	差引(=B-A)
自家消費型太陽光発電 設備（PPA・リース型(家 庭用・事業用)）	千円	千円	千円
蓄電池（PPA・リース型 (家庭用・事業用)）	千円	千円	千円
自家消費型太陽光発電 設備（自己所有型(家庭 用・事業用)）	千円	千円	千円
蓄電池（自己所有型(家 庭用・事業用)）	千円	千円	千円
高効率照明（自己所有）	千円	千円	千円
合計	千円	千円	千円

2 その他変更事項

様式第 7 号（第 5 条関係）

軽微な変更届

年 月 日

横須賀市長 様

（届出者） 郵便番号

住所・所在地

ふりがな

氏名・名称¹

電話番号

年 月 日付け（横須賀市指令企都第 号）により交付決定を受けた横須賀市重点対策加速化事業費補助金について、次のとおり軽微な変更を届け出ます。

1 軽微な変更

変更前	変更後

2 変更理由

¹ 交付申請書（様式第 1 号）に記載の名称と同じ名称を記入してください。

様式第9号（第9条関係）

横須賀市重点対策加速化事業費補助金

取消通知書

第 号
年 月 日

様

横須賀市長



年 月 日付け（横須賀市指令企都第 号）により交付決定した横須賀市重点対策加速化事業費補助金について、次のとおり補助金の交付決定を取り消したので通知する。

1 補助金の種類と交付決定額

補助金の種類	交付決定取消額	参考：交付決定残額
自家消費型太陽光発電設備（PPA・リース型(家庭用・事業用)）	千円	千円
蓄電池（PPA・リース型(家庭用・事業用)）	千円	千円
自家消費型太陽光発電設備（自己所有型(家庭用・事業用)）	千円	千円
蓄電池（自己所有型(家庭用・事業用)）	千円	千円
高効率照明（自己所有）	千円	千円
計	千円	千円

2 取消理由

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横須賀市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横須賀市を被告として（訴訟において横須賀市を代表する者は、横須賀市長となります。）、取消しの訴えを提起することができます。

ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に取り消しの訴えを提起することができます。

様式第10号（第8条関係）

横須賀市重点対策加速化事業費補助金実績報告書

年 月 日

横須賀市長 様

(申請者) 郵便番号 _____
住所・所在地 _____
ふりがな _____
氏名・名称¹ _____
電話番号 _____

横須賀市重点対策加速化事業費補助金の交付決定を受けた補助対象事業について、必要書類を添えて次のとおり報告します。

1 交付決定日及び交付決定通知番号²

交付決定日	交付決定通知番号
年 月 日	横須賀市指令企都 第 号

2 補助金実績額

補助金の種類	補助金実績額
自家消費型太陽光発電設備（PPA・リース型(家庭用・事業用)）	千円
蓄電池（PPA・リース型(家庭用・事業用)）	千円
自家消費型太陽光発電設備（自己所有型(家庭用・事業用)）	千円
蓄電池（自己所有型(家庭用・事業用)）	千円
高効率照明（自己所有）	千円
実績額合計	千円

¹ 交付申請書（様式第1号）に記載の名称と同じ名称を記入してください。

² 交付決定通知書上部に記載の日付及び通知番号を記入してください。

3 添付書類

実績報告個票等

4 本申請等に係る連絡調整先

担当者所属	※ 法人の場合のみ記載	電話番号	
担当者氏名		E-Mail	

様式第 10 号（その 1）

申請者	
作成者氏名	
作成者連絡先	

横須賀市重点対策加速化事業費補助金実績報告書・個票（チェックリスト）

【自家消費型太陽光発電設備・家庭用蓄電池（PPA・リース型）】

【基本情報】

設置場所	横須賀市 ※ 横須賀市以降を記入してください。	
完成日 ¹	年	月 日
自家消費型太陽光発電設備		
合計出力 ²	kW	
用途の別	家庭用 ・ 事業用	
家庭用蓄電池（蓄電池を設置した場合のみ記載）		
蓄電容量 ³	kWh	
交付金額		
補助対象経費	太陽光発電設備	円
	蓄電池	円
	合計	円
サービス料（リース料）総額	補助金控除前(A)	円
	補助金控除後(B)	円
	差引(=B-A)	円
補助金申請額	太陽光発電設備 ⁴	千円
	蓄電池	千円
	合計	千円

- ¹ 支払日（領収日）と工事完了日のいずれか遅い方を記入してください。なお、工事完了日を記入する場合、保証書等、工事が終了した日が分かる書類を添付してください。
- ² 太陽光モジュールにおける JIS 等に基づく公称最大出力の合計値と、パワーコンディショナーの定格規格の合計値の低い方を記入してください。
- ³ 蓄電容量とは、蓄電容量として単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量をいう。
- ⁴ kW 単位で小数点以下を切り捨てた出力合計と要綱に規定する交付金額を乗じた額を記入してください。

【チェックリスト】 ※チェックリスト中、発電した電力量のうち消費した電力量の割合（自家消費割合）について、必ず記入してください。

（太陽光発電設備）

☐	本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。
☐	FITの認定又はFIP制度の認定を取得しないこと。
☐	電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
☐	再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。
☐	地域住民や本市と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
☐	関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
☐	防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
☐	一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。
☐	20kW以上の太陽光発電設備の場合、設備形態上、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
☐	電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
☐	設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
☐	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。

☐	防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
☐	交付対象設備を処分する際は、関係法令（本市条例を含む。）の規定を遵守すること。
☐	10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
☐	10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。
☐	PPAの場合、PPA 事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
☐	リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。
☐	対象機器の導入後、発電した電力のうち、家庭用は30%以上自家消費すること。事業用は※50%以上自家消費すること。（※但し、30%以上を自家消費し、残りを神奈川県内で消費することも可能。）

(蓄電池) ※蓄電池を設置した場合のみチェックすること。

☐	原則として再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
☐	停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
☐	家庭用：12.5万円/kWh、業務用：11.9万円/kWh以下（いずれも工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること。
☐	PPA事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
☐	リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。
☐	蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。管理するための番号が付与されていること。
☐	初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。
☐	JISC8715-2又はIEC62619の規格を満足すること。
☐	リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合、JISC4412の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定めるJISC4412適用の猶予期間中は、JISC4412-1若しくはJISC4412-2の規格も可とする。

☐	リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合、蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。
☐	メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。
☐	設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備でないこと。
☐	法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。

このほか、蓄電池の仕様が分かる資料（写しも可）及び、施工前後の写真を添付すること。

様式第 10 号（その 2）

申請者	
作成者氏名	
作成者連絡先	

横須賀市重点対策加速化事業費補助金実績報告書・個票（チェックリスト）

【自家消費型太陽光発電設備・蓄電池（自己所有型）家庭用・事業用】

【基本情報】

設置場所	横須賀市 ※ 横須賀市以降を記入してください。		
完成日 ¹	年	月	日
自家消費型太陽光発電設備			
合計出力 ²	kW		
用途の別	家庭用 ・ 事業用		
蓄電池（蓄電池を設置した場合のみ記載）			
蓄電容量 ³	kWh		
交付金額			
補助対象経費	太陽光発電設備		円
	蓄電池		円
	合計		円
補助金申請額	太陽光発電設備 ⁴		千円
	蓄電池		千円
	合計		千円

¹ 支払日（領収日）と工事完了日のいずれか遅い方を記入してください。なお、工事完了日を記入する場合、保証書等、工事が終了した日が分かる書類を添付してください。

² 太陽光モジュールにおける JIS 等に基づく公称最大出力の合計値と、パワーコンディショナーの定格規格の合計値の低い方を記入してください。

³ 蓄電容量とは、蓄電容量として単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量をいう。

⁴ kW 単位で小数点以下を切り捨てた出力合計と要綱に規定する交付金額を乗じた額を記入してください。

【チェックリスト】※チェックリスト中、発電した電力量のうち消費した電力量の割合（自家消費割合）について、必ず記入してください。

（太陽光発電設備）

☐	本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。
☐	FITの認定又はFIP制度の認定を取得しないこと。
☐	電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
☐	再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。
☐	地域住民や本市と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
☐	関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
☐	防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
☐	一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。
☐	20kW以上の太陽光発電設備の場合、設備形態上、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
☐	電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
☐	設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
☐	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。

[illegible]

□	設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備でないこと。
□	法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。

(蓄電池) ※蓄電池を設置した場合のみチェックすること。

☐	原則として再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
☐	停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
☐	家庭用：12.5万円/kWh、業務用：11.9万円/kWh以下（いずれも工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること。
☐	蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。管理するための番号が付与されていること。
☐	初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。
☐	JISC8715-2又はIEC62619の規格を満足すること。
☐	リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合、JISC4412の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定めるJISC4412適用の猶予期間中は、JISC4412-1若しくはJISC4412-2の規格も可とする。
☐	リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合、蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。
☐	メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。
☐	設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備でないこと。
☐	法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。

このほか、蓄電池の仕様が分かる資料（写しも可）及び、施工前後の写真を添付すること。

様式第 10 号（その 3）

申請者	
作成者氏名	
作成者連絡先	

横須賀市重点対策加速化事業費補助金実績報告書・個票（チェックリスト）

【高効率照明】（自己所有）

【基本情報】

設置場所	横須賀市 ※ 横須賀市以降を記入してください。
完成日 ¹	年 月 日
高効率照明	
補助対象経費(A)（税抜）	円
補助金計算(A×1/2)	千円(千円未満切捨て) ※ 設置費用の分かる資料を添付してください。
交付金額	
補助金申請額	千円

【チェックリスト】

☐	調光制御機能を有するLEDに限ること。ただし、再エネ一体型屋外照明の場合はこの限りではない。（※ その旨が分かる資料（様式自由）を添付してください。）
☐	導入しようとするLEDについて、以下の調光制御機能のうち、いずれかに該当していること ①スケジュール制御（予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能） ②明るさセンサによる一定照度制御（明るさセンサからの信号により、予め設定した照度に調光制御する） ③在/不在調光制御（人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する）
☐	申請する補助対象経費には、既存設備の撤去・処分及び高効率照明の設置に直接関わらない付帯工事費用は含まれておらず、新規で行う高効率照明工事に係る費用のみが計上されていること。

☐	設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備でないこと。
☐	法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。

このほか、施工前後の写真を添付すること。

-
- ¹ 支払日（領収日）と工事完了日のいずれか遅い方を記入してください。なお、工事完了日を記入する場合、保証書等、工事が終了した日が分かる書類を添付してください。

様式第 11 号（第 10 条関係）

横須賀市重点対策加速化事業費補助金

交付額確定通知書

第 号

年 月 日

様

横須賀市長 印

年 月 日付け横須賀市指令企都第 号で交付決定した横須賀市重点対策加速化事業費補助金については、年 月 日付け実績報告書に基づき、次のとおり交付額を確定したので通知する。

確 定 額	円
-------	---

様式第 12 号（第 6 条関係）

横須賀市重点対策加速化事業費補助金中止承認申請書

年 月 日

横須賀市長 様

（申請者） 郵便番号

住所・所在地

ふりがな

氏名・名称¹

電話番号

年 月 日付け（横須賀市指令企都第 号）により交付決定を受けた横須賀市重点対策加速化事業費補助金について、次のとおり中止の承認を受けたいので申請します。

1 中止理由

2 本申請等に係る連絡調整先

担当者所属		電話番号	
	※ 法人の場合のみ記載		
担当者氏名		E-Mail	

¹ 交付申請書（様式第 1 号）に記載の名称と同じ名称を記入してください。

様式第 13 号（第 6 条関係）

横須賀市重点対策加速化事業費補助金中止承認通知書

第 号
年 月 日

様

横須賀市長



年 月 日付けで中止承認申請のあった横須賀市重点対策加速
化事業費補助金について、中止することを承認したので通知する。